

京都大学研究成果有体物取扱規程及び京都大学民間等共同研究取扱規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } (1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(収入の配分)</p> <p>第10条 研究成果有体物を提供することにより本学が収入を得た場合、当該収入の80%を部局に、20%を大学に配分する。</p> <p>2 前項に定めるところにより部局に配分される部分における当該部局内部での配分は、各部局の定めるところによる。この場合、各部局は、作製者の貢献に配慮し、京都大学発明規程(平成16年達示第96号)第32条第1項の規定を準用して、配分することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } 2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(特許出願等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 総長は、発明規程第16条本文の規定(第35条において準用する場合を含む。以下同じ。)により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に</p>	<p>第2条 } (1) } (2) } (同左) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(収入の配分)</p> <p>第10条 研究成果有体物を提供することにより本学が収入を得た場合、当該収入の80%を部局に、20%を大学に配分する。</p> <p>2 前項に定めるところにより部局に配分される部分における当該部局内部での配分は、各部局の定めるところによる。この場合、各部局は、作製者の貢献に配慮し、京都大学発明規程(平成16年達示第96号)第22条第1項の規定を準用して、配分することができる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第2条 } 2 } (同左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(特許出願等)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>2 総長は、発明規程第6条本文の規定(第25条において準用する場合を含む。以下同じ。)により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰</p>

改 正 前	改 正 後
<p>           帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を得るものとする。            3 (略)            (後 略)         </p>	<p>           属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を得るものとする。            3 (同 左)         </p> <p style="text-align: center;">           附 則            この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。         </p>